

# 東部住宅団地拠点整備事業（ふれあいテラス）出店希望者募集要項

## 1. 事業目的

本事業は、「ふれあいタウンちよだ」内に賃貸施設を整備し、テナントを誘致することで、地域全体の活力と魅力を高め、移住・定住の促進、雇用機会の創出、住民の満足度向上を目指します。

## 2. 施設概要

- ・施設名：ふれあいテラス
- ・所在地：群馬県邑楽郡千代田町大字上中森 1426-20
- ・構造：木造平屋建て
- ・面積：各棟 62.93 m<sup>2</sup>（延床面積）
- ・設備：水洗トイレ
- ・排水：合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流
- ・駐車場：敷地内に 15 台分、近隣に 26 台分（いずれも 3 店舗共用）

## 3. 応募要件

### (1)出店の対象

次に掲げる全ての要件を満たすものを対象とします。

- ア) 対象地を活用した商業活動を展開することにより「ふれあいタウンちよだ」の賑わい創出に寄与すること。（※本事業の方針により飲食を伴う業種を優先します。）
- イ) 営業日数週 5 日以上を満たすこと。
- ウ) 利用者及び周辺住民に配慮し、公序良俗に反する行動をしないこと。
- エ) 地域イベント等に積極的に参加・協力すること。
- オ) 必要な免許・資格（例：食品衛生責任者）を有していること。
- カ) 賃料・保証金の支払い能力があること。
- キ) 契約時に連帯保証人を有すること。

### (2)出店の対象外

次に掲げるもののいずれかに該当する場合は対象外とします。

- ア) 各種法令で禁止されている行為
- イ) 政治的活動又は宗教的活動
- ウ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供等

エ) 騒音・悪臭など周辺環境を著しく損なう行為

オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同法同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

カ) その他、事業内容として不適切と判断する行為

(3) 募集物件

- ・ 西棟、東棟（どちらか選ぶことはできません。）

(4) 契約期間

- ・ 原則 2 年間（相互同意により更新可）

(5) 費用負担

- ・ 月額賃料：95,000 円（管理費含む。）
- ・ 保 証 金：月額賃料 2 か月分（退去時の清掃、修繕費用に充当、残金は無利息で返還）

(6) 引渡し日

- ・ 施設完成日以降の日（令和 8 年 3 月末を予定しておりますが、工事の進捗状況により変更となる場合があります。）

#### 4. 申込方法

- (1) 提供書類：東部住宅団地拠点整備事業（ふれあいテラス）出店申込書、履歴書（法人の場合は定款及び法人登記全部事項証明書）、必要な免許・資格を有していることを証する書類、納税証明書（住民税等を完納していることを証する書類）  
※履歴書は任意様式とします。

- (2) 提出方法：メール又は持参

- (3) 申込期限：令和 7 年 11 月 28 日（金）17:00 必着

- (4) 提 出 先：

- ・ 千代田町役場 都市整備課 企業誘致推進室（担当：遠藤・吉永）
- ・ 〒370-0598 群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 1895 番地の 1
- ・ Mail: [toshikei@town.chiyoda.gunma.jp](mailto:toshikei@town.chiyoda.gunma.jp)
- ・ TEL : 0276-86-7003（直通）
- ・ 受付時間：平日 9:00～17:00 まで（土日祝除く。）

## 5. 選考方法

書類選考を基本としますが、状況に応じて面接を実施する場合があります。

※審査により、西棟又は東棟に出店する候補者を決定します。

## 6. 評価基準

| 評価項目 | 評価の内容                  |
|------|------------------------|
| 出店内容 | 本事業の目的に適合しているか。        |
|      | 住民サービスの向上を図るものとなっているか。 |
| 事業者  | 経営・活動実績は十分か。           |
|      | 町事業への協力意欲はあるか。         |

## 7. その他

- ・当該地区は「東部地区地区計画」により景観を保持しています。許可なく施設の外観等を変更することは禁止します。
- ・その他、疑義が生じた場合は双方で協議を行うものとします。
- ・この要項に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めることとします。